



法務省矯正局説明資料

第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広が



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性に応じた刑務作業の実施**
 - **雇用ニーズ**に応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - **更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇**(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための**体制整備**
 - 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機付け**の強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- **拘禁刑創設**の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- **若年受刑者**に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やスーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- **持続可能な保護司制度の確立**とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- **地域の民間協力者**(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の**積極的な開拓及び一層の連携**
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
- 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

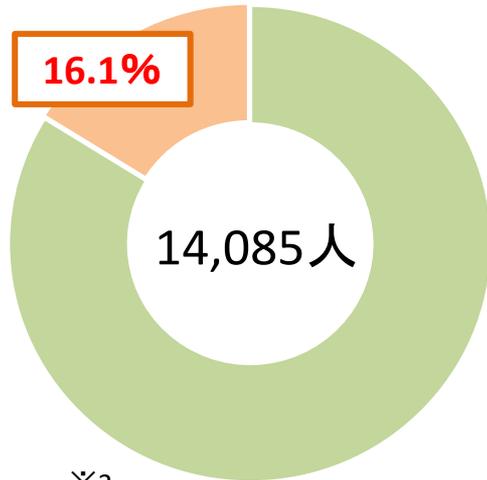
- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

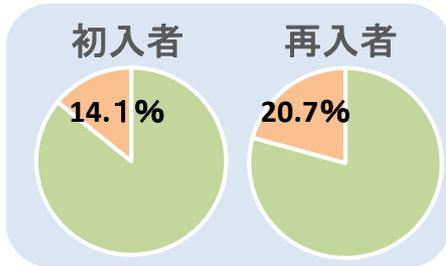
- ① 検査者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

矯正施設における居住支援の必要性

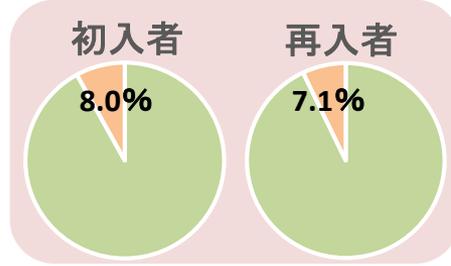
※1
新受刑者のうち住居不定の者の割合(令和5年)



※3
男性

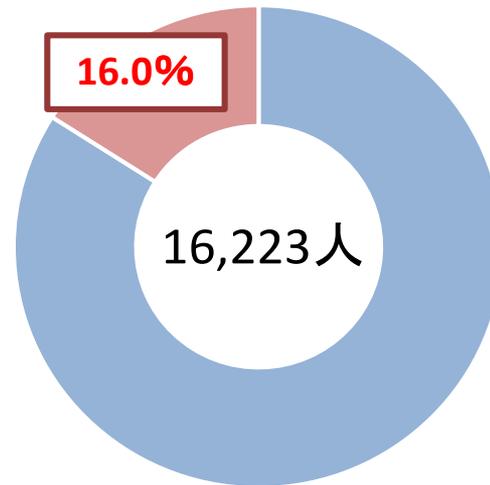


※3
女性



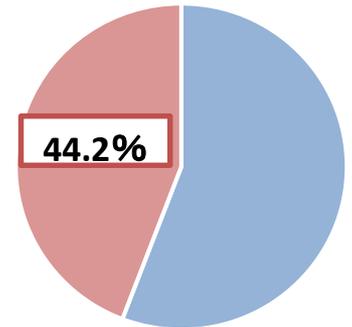
- ・ 新受刑者のうち、約16.1%は住居不定
- ・ 初入者より再入者の方が、また、女性より男性の方が住居不定の割合が高い

※2
注
刑務所出所時に帰住先がない者の割合(令和5年)



注)「帰住先がない者」とは、
帰住先が不明の者や
暴力団関係者のもとである者
などを含む。

※1
満期釈放者のうち
帰住先がない者



- ・ 出所者のうち、約16.0%が帰住先なし
- ・ 満期釈放者においては、約44.2%が帰住先なし

帰住先確保のための**居住支援**が重要

(出典)

- ※1 令和5年矯正統計年報
- ※2 令和6年版再犯防止推進白書
- ※3 令和6年版犯罪白書

社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化（令和5年12月施行）

→ 内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施

就労支援

○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接を実施



○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、就労が必要とされる心構えや行動様式を習得

○民間の団体や企業と連携した就労支援

《職親プロジェクト》

・出所時に働く場を提供
・メタバース空間における仕事フォーラム（受刑者が参加する就労支援説明会）を実施



《民間企業が開発したプログラム》

（株）リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

福祉的支援

○ 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握

○ 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携した出所後の福祉サービス調整

○ 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整

○ 高齢又は障害のある受刑者に対する、社会適応に必要な基礎的知識・能力を身に付ける指導を実施



居住支援

○意見交換会の実施

矯正施設において居住支援法人、地方自治体、地域生活定着支援センター等の関係機関等との意見交換会や刑事施設の見学会を実施

○居住支援協議会への参加

矯正施設職員が居住支援協議会へ参加

広島刑務所

（令和4年度）

工場の見学



居住棟の見学



意見交換会



山口刑務所

（令和5年度）

施設見学



意見交換会



矯正施設における居住支援の事例

事例（関係機関との連携・「ワンストップ相談先」の設定）

- ・福祉専門官が、市役所に対象者の状況について複数回説明
- ・本人の家族、地域生活定着支援センター、よりよい弁護士を含めた支援体制を整備
- ・釈放後の相談先を1か所に指定（**ワンストップ相談先**）
- ・釈放前の関係者との打合せに本人も出席
- ・住居は、居住支援法人と連携した不動産会社でアパートを確保
- ・出所後には障害福祉サービスの利用と日常生活自立支援事業による金銭管理を実施

釈放前に関係者全員で打合せを実施

住まい探し

居住支援法人

基幹相談支援センター

家族

本人

市役所障害福祉課

ワンストップ
相談・調整先

矯正施設

地域生活定着
支援センター

弁護士

釈放前までの
国保・障害年金手続

精神科
受診調整

食事等のサポート

金銭管理等
(日常生活自立支援事業の調整)